

平成28年度 地域リハビリテーションアドバイザー養成講習会 予定表

1 指定講習会は以下の通りとする。

No.	種別	形式	テーマ	免除該当者		講師	実施日	会場
				特定職種	他研修修了			
1	総論	講義	地域リハの考え方と流れ 地域リハとは何か、代表的な疾患モデルを例にしながら、地域リハの考え方と大まかな流れを知る。	リハ科専門医	初任者研修修了者	理学療法学科 准教授 浅川 育世 (担当者:和田野委員長)	平成28年4月28日(木) 午後6時30分～午後8時	茨 城 県 立 医 療 大 学
2	医学概論	講義	地域リハビリテーションにおける疾患との関わり方 地域リハに関わることの多い疾患について、治療上・管理上の注意点、リスク管理などについて学ぶ	リハ科専門医		第二診療科 講師 齋藤 和美 (担当者:前田委員)	平成28年5月26日(木) 午後6時30分～午後8時	
3	機能障害・要介護状態	実技	自立を促す介護、介護者を助ける介護—手技編— 運動・精神の機能障害を評価し、能力低下の要因が把握でき、自立を促し、介護者にも安全な適切な介護技術を習得する	理学療法士・ 療法士	作業 中堅者研修該当テーマ修了者	リハビリテーション部長 教授 富田 和秀 (担当者:佐野委員)	平成28年6月23日(木) 午後6時30分～午後8時30分	
4	摂食・嚥下・栄養	講義	地域で取り組む摂食嚥下障害— 考え方と摂食機能療法の実際— 摂食・嚥下のメカニズムを理解し、疾患や障害に応じた摂食・嚥下機能の維持・向上への援助について学ぶ	言語聴覚士・ 看護師	認定 中堅者研修該当テーマ修了者	看護部 主任 菅谷 陽子 (担当者:川畑委員)	平成28年7月28日(木) 午後6時30分～午後8時	
5	制度論	講義	社会福祉制度について 発症から在宅療養に至るまで、活用する社会制度について学ぶ。	社会福祉士	中堅者研修該当テーマ修了者	地域医療連携部 専門員 遠藤 亜紀 (担当者:大輪委員)	平成28年8月25日(木) 午後6時30分～午後8時	
6	自動車運転・評価法	講義	障害者・高齢者の自動車運転 高齢者の運転特性や脳卒中中の運転評価表、障害者の運転補助装置について学習する。			作業療法科長 准教授 池田 恭敏 (担当者:田辺委員)	平成28年9月29日(木) 午後6時30分～午後8時	
7	精神心理①	講義	高次脳機能障害の症状と対応 さまざまな脳の損傷によって起こる高次脳機能障害について、個々の心理状態を配慮した実践的な評価や介入を学ぶ			第二診療科長 准教授 河野 豊 (担当者:和田野委員長)	平成28年10月27日(木) 午後6時30分～午後8時	
8	小児のリハ	講義	小児のリハビリテーション—多職種からのアプローチ— 地域システムについて医療・保健・教育・福祉を含めた観点から考える。また、医療における新たな取り組みについても述べる。			地域医療連携部長 教授 岩崎 信明 (担当者:佐野委員)	平成28年11月24日(木) 午後6時30分～午後8時	
9	精神心理②	講義	患者・家族の心理的問題と対応— 障害受容・慢性痛・リハ依存・家族ケア— リハビリでみられるさまざまな心理状態について、その背景とメンタルケアについて学ぶ		中堅者研修該当テーマ修了者	第一診療科 准教授 山川 百合子 (担当者:浅川委員)	平成28年12月15日(木) 午後6時30分～午後8時	
10	生活場所別①	講義	①入院(入所)中のリハビリテーション 日常生活場面でのリハビリテーション介入と在宅に向けた支援 ②地域包括ケアについて(仮題)			看護部 ① 主任 立原 美智子 (担当者:川畑委員) ② 未定	平成29年1月26日(木) 午後6時30分～午後8時	
11	生活場所別②	講義	在宅でのリハビリテーション— 予防的リハ・通所・訪問— 当事者にとって意味のある作業活動の再獲得が、自身のいきいきとした人生に繋がったケースを通して、在宅における支援方法を学ぶ	ケアマネ・地域ケアコー ディネータ		作業療法学科 助教 千田 直人 (担当者:田辺委員)	平成29年2月23日(木) 午後6時30分～午後8時	
12	連携	ワーク ショップ	施設内連携・職種間連携・地域連携 多施設、多サービスの利用と連携を必要としたケース、連携がうまくいったケース、うまくいかなかったケースを提示し全体で検討する			センター長 和田野 安良 他 (担当者:和田野委員長)	平成29年3月9日(木) 午後6時30分～午後8時30分	

原則として講習日は第4木曜日

- 2 講義は90分で1単位とし、実技、ワークショップは120分で1単位とする。
- 3 免除該当者に該当する者は、指定されたテーマの受講を免除することができる。  
\* 初任者研修(短期間)受講者は、免除該当者に該当しない。
- 4 3年以内にすべての単位を取得したものが、認定審査を受けることができる。